

治験審査委員会標準業務手順書 補遺

西暦 2023 年 9 月 19 日付の「治験審査委員会標準業務手順書（第 11 版）」について、
下記のとおり変更する。

記

	変更前	変更後
(治験審査委員会 の構成) 第 2 条	3 委員長が委員会を欠席する場合、 <u>委員会を延期</u> するものとする。	3 委員長が委員会を欠席する場合、 <u>副委員長もしくは委員長が指名した診療科部長が委員長の職務を代行</u> するものとする。
	8 委員長が当該治験の責任医師等で審議・採決に参加できない場合、 <u>副委員長が委員長の職務を代行</u> する。	8 委員長が当該治験の責任医師等で審議・採決に参加できない場合、 <u>副委員長もしくは委員長が指名した診療科部長が委員長の職務を代行</u> するものとする。

以上

西暦 2023 年 11 月 29 日

独立行政法人 労働者健康安全機構

中国労災病院 院長

